

平成 30 年 5 月 21 日

「知的財産個別相談会」の開催について

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、下記の内容で「知的財産個別相談会」を開催いたしますのでお知らせします。

本相談会は、知的財産権[※]の活用を推進することを目的とし、中堅・中小企業等の皆さまの多岐に亘るニーズや課題に対し、名古屋銀行と専門家が連携し伴奏型支援を行う取組みです。

金融機関が INPIT 愛知県知財総合支援窓口とともに、企業の知財活用を目的とした個別相談会を開催することは初めてとなります。

記

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 25 日（月） 13：30～17：20
2. 場 所 名古屋銀行ハートフルプラザ
名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号 大名古屋ビルディング 16 階
3. 主 催 名古屋銀行、INPIT 愛知県知財総合支援窓口
4. 共 催 一般社団法人愛知県発明協会、公益財団法人あいち産業振興機構、
名古屋商工会議所
5. 後援（予定） 愛知県、名古屋市、経済産業省中部経済産業局、日本弁理士会東海支部
6. 内 容 ①正林国際特許商標事務所 弁理士 鶴本 祥文 氏
相談内容：知財ビジネス評価書の活用について
②特許業務法人岡田国際特許事務所 所長弁理士 服部 光芳 氏
相談内容：知的財産権の活用について
7. 定 員 8 社（ご予約優先・先着順）
8. 参加費 無 料
9. 申込締切 平成 30 年 6 月 18 日（月）
10. 申込方法 所定の申込書に必要事項を記入の上、名古屋銀行法人営業部法人コンサルティンググループ宛に FAX でお申込み下さい。

※知的財産権とは、知的活動により生み出された発明やデザイン等の財産的価値を有する資産を指します。

以 上